

平成 29 年度第 1 回 茨城支部健康づくり推進協議会の概要報告

開 催 日	平成 29 年 8 月 8 日 火曜日 15:00～17:00
出 席 委 員	麻生委員、大竹委員、金澤委員、小関委員、庄司委員、立原委員、中崎委員、藤田委員、森田委員、渡邊議長 (五十音順)
事 務 局	支部長、企画総務部長、業務部長、企画総務グループ長、保健グループ長、保健グループ長補佐、保健専門職、企画総務グループ長補佐、企画総務スタッフ
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 28 年度保健事業の実績報告 2. 平成 29 年度保健事業の実施状況 3. 第 3 期特定健康診査等実施計画 等 4. 健康づくり事業
議 事 概 要 (主な意見等)	<p>1. 平成 28 年度保健事業の実績報告 議題 1 について、資料に基づき説明を行いました。</p> <p>【保健医療関係者】 平成 28 年度の被保険者の一般健診と事業者健診の受診率は合わせて約 6 割ありますが、残りの 4 割の方について把握し、受診勧奨できていますか。また、平成 20 年 4 月以前の住民健診では、作業服を着たまま健診を受診に来ている方々をよく見かけました。しかし、現在は社会保険加入の被保険者は住民健診を受けられなくなったので、そのような方々を追跡し、健診を受けられるようにアプローチしたいと思っていましたところ。</p> <p>《事務局》 残りの 4 割の方へは、勧奨はできているものの、把握まではできておりません。また、平成 20 年 4 月以降は、医療保険者が健診を行うこととなったため、住民健診で健診費用を安く済ませていた事業所や利便性の問題等により、健診の受診率が上がらない一つの要因となっています。</p> <p>【学識経験者】 重症化予防事業に関して、受診勧奨で文書・電話の組み合わせ以外に効果がある方法はありませんか。</p> <p>《事務局》 基本は文書・電話勧奨となりますが、保健指導で事業所に伺った際に、対象者がいれば面談で受診勧奨をすることもあります。しかし、対象者が多いため、事業所担当者を通じて面談による受診勧奨</p>

を全員に実施するのは現状として難しく、対象者の希望時間帯に電話勧奨することが最大限できることです。また、毎年対象となる方の受診行動に結びつくように、保健指導者がスキルアップしていく必要があると考えております。加えて、受診行動に結びつくかは、事業主の影響が大きいため、茨城支部では、事業所における従業員を人財と考え、事業主・人事労務管理担当者へのアプローチとして、7月24日に健康経営セミナーを開催したところです。

【保健医療関係者】

茨城支部の実績は飛躍的に伸びていますが、他支部には保健事業の情報を発信していますか。また、保険料率に保健事業の実績は反映していますか。

《事務局》

保健事業の新しい取り組みなどは、掲示板等で他支部との情報共有を図っております。また、保険料率の設定については、医療費の占める割合が大きいのですが、今後、保健事業の実績等に関してインセンティブ制度の導入も予定しております。

【保健医療関係者】

医療機関では看護師等の人員配置が経営に関わってきますので、健康経営には共感しているところです。医療機関に限らず、どんな企業でも長期で病気休業となりますと、その穴埋めには苦勞します。そのような観点から、就業時間中に健診や再検査等の時間を割く方が良いと考えますが、労働に関する法律では何か義務づけはありますか。

【行政等（労働局）】

労働安全衛生法では、事業者には年1回、健診実施と健診費用を負担することが義務付けられています。常時50人以上の労働者を有する事業所においては健診実施結果の報告も義務となっています。また、常時50人未満であっても、事業者が健診を行い、健康管理を行う義務があります。ただし、再検査に関しては就業時間中に受診させるという義務付けはありません。

【健康保険委員代表】

健診で再検査や治療が必要な従業員が、事業者からの受診勧奨を受け入れない場合に、雇用関係上、法的に措置をとることは可能ですか。また、受診せずに具合が悪くなり業務中にケガを負った場合は、労災に該当しますか。

【行政等（労働局）】

そのような理由では、事業者が解雇や出勤停止等をすることはできません。また、個人の持病によるものであれば、調査をして業務との関連性で労災の該当可否を判断しますが、事業者は安全配慮義務として、時間はかかりますが本人に受診勧奨し続けることが重要です。

【行政等（茨城県）】

事例の紹介ですが、某コンビニエンスストアでは、健診受診の有無を昇給等に反映させる取り組みを行っています。

【保健医療関係者】

協会けんぽの保健指導では、事業者から受診勧奨の要請がある場合は対応できますか。

《事務局》

保健指導として受診勧奨することは可能です。

【学識経験者】

私も保健指導を保健師として実践してきましたが、指導対象者に行動変容を促すには、気づきを与えて対策をしなかったときのデメリット等を長期的に訴えていく必要があります。

2.平成29年度保健事業の実施状況

議題2について、資料に基づき説明を行いました。

【学識経験者】

外部委託業者からの健診結果提出の電話勧奨について、第一回架電結果にある勧奨拒否事業所についてはそのままになるのでしょうか。また、法的にアプローチする方法はないのでしょうか。

《事務局》

文書勧奨をした上での架電であるため、拒否から賛同にもっていくのはかなり難しく、新たに対象となった事業所をフォローしていく方が効果が高いと考えております。一方で、勧奨拒否事業所の加入者にとっては不利益となりますので、協会けんぽが介入する手立てを考える必要はあります。

【健康保険委員代表】

改正個人情報保護法によって、健診結果の提供時に特定健診以外の項目のマスキングが必要となりますと、健診結果を紙媒体で提出するのは非常に困難となります。厚生労働省へ柔軟な対応を求めています。

《事務局》

厚生労働省の指針を受けて、本部で定めたものになっております。

【行政等（労働局）】

厚生労働省に対しては、国民の利益につながることであれば、事業者団体からの意見や国民の声として押し上げることもできると思います。

3.第3期特定健康診査等実施計画 等

議題3について、資料に基づき説明を行いました。

【事業主代表】

保険料率へのインセンティブ制度導入について、成果が悪い支部は保険料率が上がるのでしょうか。

《事務局》

インセンティブの報奨金の財源を全支部に上乘せし、成績が良い支部は報奨金分の保険料率を引き下げることで検討されております。

【保健医療関係者】

平成28年度の実績でみると、茨城支部の保険料率は引き下がるのでしょうか。

《事務局》

茨城支部は、健診の実績では全国平均を上回っていますが、後発医薬品の使用割合でみると、全国平均を下回っていますので、そのような評価指標を総合的に考えて、保険料率に反映させていくこととなります。

【保健医療関係者】

国民健康保険にもインセンティブ制度が導入されるのですか。

【行政等（茨城県）】

都道府県にも導入され、市町村に対して出来高払いという形で、成果があった市町村に対し保険者支援制度で交付金を出すこととなります。協会けんぽでは、全国の保険料率の幅はどれくらいになりそうですか。

《事務局》

どれくらいのインセンティブの差をつけるのかも、今後決めていく予定となっております。ただし、後期高齢者支援金に係る保険料率の範囲でインセンティブを設定することとなります。以前はその負担が全支部一律だったものを、各支部の成績によって負担分を変更することとなりますが、保険料率に大きく影響する規模ではないと考えます。

インセンティブを導入するにあたっては、事業主や加入者の負担に関わるものであるため、公平で納得のある指標と評価にすることが求められます。また、事業主・加入者への丁寧な説明も必要となっております。

4. 健康づくり事業

議題4について、資料に基づき説明を行いました。

【学識経験者】

大分県の健康寿命が日本一になった要因として、県民が健診を受けて健康づくり事業に参加することで、個人が貯蓄する金利の優遇措置をとった例や、調味料の工夫をする企業に金利の優遇をした事例があります。茨城支部でも、事業所に対するインセンティブはありますが、個人に対するインセンティブが実現可能であれば、健診未受診者や重症化予防等にも対応できると考えています。

【行政等（茨城県）】

現在、「健康いばらき 21 プラン（第 3 次）」を来年に向け策定しており、「働き盛りの健康づくりの推進」という項目を追加する予定です。茨城県としても健康経営の推進を考えていきたいと思っておりますので、今年度末に計画をお話しできればと思っております。

《事務局》

各支部、様々な方法で健康経営を導入してきました。個人向けのインセンティブを導入する支部もありますが、茨城支部としては事業所をとおして健康づくりをするという考え方のもと、事業所へのインセンティブをまずは考えていくこととしています。

【行政等（茨城県）】

経済産業省の「健康経営優良法人制度」へ応募はしていますか。

《事務局》

平成 29 年 2 月に行われた認定では、茨城支部では応募しておりませんでした。今年に限り平成 29 年 8 月に追加認定がありましたので、そちらで 1 社応募しております。今後は、茨城支部の「健康づくり推進事業所」に認定された事業所へのフォローアップ、レベルアップを実施し、応募数を増やしていきたいと考えております。

特 記 事 項

・ 次回は平成 29 年 11～12 月頃開催予定。
